



2019年5月21日

各位

会社名： 株式会社イノベーション  
代表者名：代表取締役社長 最高経営責任者(CEO)  
兼 最高執行責任者(COO) 富田 直人  
(コード番号：3970 東証マザーズ)  
問合せ先：取締役 最高財務責任者(CFO) 山崎 浩史  
(TEL：03-5766-3800)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月14日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員の変動に関するお知らせ」の通り2019年6月21日開催予定の第19期定時株主総会において承認されることを条件として「監査等委員会設置会社」への移行を決議しております。これに伴い、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

(1) 取締役会における議決権を有する監査等委員を取締役会の構成員とし、取締役会の監査・監督機能のより一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設及び監査役並びに監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定の新設等を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月21日
定款変更効力発生日	2019年6月21日

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u> (削除)
(3) <u>監査役会</u>	
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告の方法)
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11章 (条文省略)	第6条～第11章 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第18条 当社の取締役は、7名以内とする。	第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。
(新設)	<u>②当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u>
②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③取締役の選任決議については、累積投票によらない。	③取締役の選任決議については、累積投票によらない。
(任期)	(任期)
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	<u>②前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
附則 <u>第20条の規定にかかわらず、平成29年6月23日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成31年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</u>	(削除)
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員を除く。)の中から代表取締役を選定する。
②取締役は、必要に応じその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社	②取締役会は、必要に応じその決議によって取締役(監査等委員を除く。)の中から取締

現行定款	変更案
<p>長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第22条～第25条 (条文省略)</p>	<p>第22条～第25条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役を区別して</u>、定める。</p>
<p>(責任免除) 第27条 (条文省略)</p>	<p>(責任免除) 第27条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(員数)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第28条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期) 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役) 第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(常勤の監査等委員) 第28条 <u>監査等委員は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(招集通知) 第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。</u> ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(招集通知) 第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。</u> ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(決議方法) 第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(決議方法) 第30条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(規程) 第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(規程) 第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(責任免除)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の決定機関)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p>附則 <u>第19回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により監査役と締結済みの損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></p> <p>②<u>第19回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む)の行為に関し、会社法第427条第1項の規定により社外監査役と締結済みの損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></p>

以上